

# 茨城県報

第 6 7 1 6 号

昭和54年3月22日

木曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課) .....	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課) .....	2
●農用地利用増進規程の認可(農政企画課) .....	4
●土地改良法に基づく換地処分(農地管理課) .....	5
●新規土地改良事業の認可(2件)( " ) .....	6
●新規土地改良事業の審査(7件)( " ) .....	6
●道路の区域変更(道路維持課) .....	8
●道路の供用開始( " ) .....	8
●事業計画の変更認可(3件)(都市計画課) .....	9

### 公 告

●土地立ち入り測量(用地課) .....	10
●建築協定の認可(建築指導課) .....	11
●開発行為の工事完了( " ) .....	11
●建築許可に関する聴聞( " ) .....	11

### 正 誤

●昭和54年2月26日付け茨城県報号外第37号中 .....	14
●昭和54年3月12日付け茨城県報号外第54号中 .....	14

## 告 示

### 茨城県告示第409号

次のものは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから同法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
442,023.8	54.3.1	筑波クリニック	米島秀夫	北相馬郡藤代町大字岡1467	54.3.1	全国
034,028.5	54.1.1	(有)鈴木薬局	鈴木栄一	土浦市中央1-9-9	54.1.1	

茨城県告示第410号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山本満男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
442,023.8 54.3.1	筑波クリニック	内	北相馬郡藤代町大字岡1467	沢田健	新規
011,008,0 "	茨城県立ひばり学園	整外	水戸市吉沢町3979-3	竹内藤男	再指定
012,081,6 "	千波診療所	内, 神経, 精	" 千波町1799-10	石川一郎	"
012,082,4 "	渡辺整形外科医院	整外	" 東台690	渡辺昭一	"
012,107,9 "	後藤医院	外, 内臓, 外, 皮, 整外	" 元吉田町一里塚東1490-14	後藤寛二	"
012,147,5 "	佐々木 "	内, 胃, 循, 小兒, 放	" 見川2-98-1	佐々木慧	"
012,186,3 "	医療法人光会東水戸病院	精神, 内	" 酒門町浜街道745	高野敬太郎	"
012,187,1 "	桜川整形外科医院	整外, 理療, 内, 外	" 西原1-6-3	桜川徳次郎	"
012,188,9 "	茅根医院	内, 泌, 外	" 堀町1055-4	茅根一郎	"
122,068,1 "	医療法人圭友会山手病院	内, 外, 整外, 循, 小兒, 皮, 泌, 耳鼻, 放, 胃, 理	日立市千石町2-13-3	野原三千年	"
042,031,5 "	秋葉診療所	内, 産婦	古河市大手町11-18	秋葉豊一	"
042,057,0 "	松岡内科医院	内, 胃	" 本町2-7-36	松岡武保	"

082,022,5 "	宮 本 医 院	外, 胃	竜ヶ崎市入地町 182-4	宮 本 喜 士 郎	"
092,013,2 "	中 村 "	内, 小児, 皮, 泌	那珂湊市東塚原693	中 村 雄 一	"
332,023,1 "	岡 崎 外 科 医 院	外, 整外, 胃, 皮, 泌, 放	那珂郡大宮町上町323	岡 崎 久 雄	"
362,065,5 "	前 田 胃 腸 病 院	胃, 外, 泌, 放, 内, 理	鹿島郡鹿島町大字宮 中三笠山5201	前 田 和 嘉 一	"
382,031,3 "	内 田 医 院	耳鼻, 皮, 内, 小児	稲敷郡牛久町富士山 3475	内 田 義 雄	"
412,027,5 "	阿 部 田 "	産婦, 小児, 内	真壁郡真壁町亀熊 183の2	阿 部 田 稔	"
432,032,1 "	中 村 "	内, 小児, 外	猿島郡境町大字若林 2256	中 村 潔	"
442,009,7 54.2.26	小 林 "	外, 産婦, 内, 小	北相馬郡守谷町大字 守谷甲633	小 林 常 三	"
歯 科					
023,042,1 54.3.1	荒 蒔 歯 科 医 院	歯	日立市金沢町 1-2-7	荒 蒔 勝 邦	再 指 定
033,019,7 "	岡 田 "	"	土浦市桜町 2-4-12	沢 辺 秀 雄	"
薬 局					
034,028,5 54.1.1	(有) 鈴 木 薬 局	調 剂	土浦市中央 1丁目9-9	鈴 木 栄 一	開 設 者 更 変
014,020,6 54.3.1	布 施 "	"	水戸市本町 1-8-3	布 施 富 美	再 指 定
034,015,2 "	大 房 "	"	土浦市大字中1400	後 藤 洋	"
114,007,2 "	遠 藤 "	"	水海道市諏訪町2812	遠 藤 勝 江	"
124,006,2 "	菊 池 "	"	常陸太田市内堀町 2377-1	菊 池 隆 男	"
174,007,9 "	熊 子 "	"	取手市取手 2-19-29	小 嶋 春 江	"
324,008,6 "	青 木 "	"	西茨城郡友部町平町 470-8241	青 木 武 雄	"
384,005,9 "	中 島 "	"	稲敷郡牛久町田宮167	中 島 隆 子	"
404,005,5 "	飯 田 "	"	筑波郡筑波町沼田85	飯 田 素 子	"

404,006,3 "	長 島 "	"	" " 北条197	長 島 武 夫	"
414,004,6 54. 2. 20	古 橋 "	"	真壁郡真壁町大字真壁298	古 橋 さ た	"
444,006,5 54. 3. 1	(有)タカノ "	"	北相馬郡藤代町山王135	高 野 純三郎	"

茨城県告示第411号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の3第1項の規定により、次のとおり農用地利用増進規程を認可した。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 認可に係る農用地利用増進規程

十王町農用地利用増進規程

桜川村農用地利用増進規程

八郷町農用地利用増進規程

河内村農用地利用増進規程

水海道市農用地利用増進規程

千代川村農用地利用増進規程

三和町農用地利用増進規程

2 認可に係る農用地利用増進規程を備え置く事務所の所在地

十王町役場 十王町友部129番地の2

桜川村役場 桜川村須賀津208番地

八郷町役場 八郷町柿岡2009番地の3

河内村役場 河内村源清田1183番地

水海道市役所 水海道市諏訪町3222番地の3

千代川村役場 千代川村鬼怒230番地

三和町役場 三和町仁連2065番地

茨城県告示第412号

昭和53年8月25日付け農管指令第405号をもつて認可した綱川地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

**茨城県告示第413号**

昭和53年10月30日付けで猿島郡境町大字塚崎2546番地落合定治ほか12名から認可申請のあつた境町大字塚崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年3月15日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

**茨城県告示第414号**

昭和53年10月30日付けで、小幡南部土地改良区から申請のあつた細谷地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年3月14日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

**茨城県告示第415号**

真壁町長岡岡から、昭和54年3月2日付けで認可申請のあつた鹿島宮地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

鹿島宮地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和54年3月31日から昭和54年4月20日まで

3 縦覧の場所 真壁町役場

**茨城県告示第416号**

常陸太田市南部農業協同組合から、昭和54年1月25日付けで、認可申請のあつた上内田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 上内田地区土地改良事業計画書の写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和54年 3 月31日から昭和54年 4 月20日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

茨城県告示第417号

常陸太田市南部農業協同組合から、昭和54年 1 月25日付けで、認可申請のあつた上土木内地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年 3 月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 上土木内地区土地改良事業計画書の写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和54年 3 月31日から昭和54年 4 月20日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

茨城県告示第418号

常陸太田市南部農業協同組合から、昭和54年 1 月25日付けで、認可申請のあつた落合地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年 3 月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 落合地区土地改良事業計画書の写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和54年 3 月31日から昭和54年 4 月20日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

**茨城県告示第419号**

常陸太田市南部農業協同組合から、昭和54年1月25日付けで、認可申のあつた下大門地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 下大門地区土地改良事業計画書の写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和54年3月31日から昭和54年4月20日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

**茨城県告示第420号**

常陸太田市南部農業協同組合から、昭和54年1月25日付けで、認可申請のあつた藤田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (1) 藤田地区土地改良事業計画書の写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間 昭和54年3月31日から昭和54年4月20日まで

3 縦覧の場所 常陸太田市役所

**茨城県告示第421号**

岩井市大字大口182番地石塚節夫ほか68名から昭和54年2月23日付けで認可申請のあつた香取前(2)地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 縦覧に供する書類

- (7) 香取前(2)地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 香取前(2)地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和54年 3 月 31 日から昭和54年 4 月 20 日まで

3 縦 覧 の 場 所 岩井市役所

茨城県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年 3 月 22 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 3 月 22 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 道 路 の 種 類 県 道

2 路 線 名 大穂千代田線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字篠崎字小砂 847-4番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.00	<small>メートル</small> 948.00	
		最小 5.50		
筑波郡大穂町大字大曾根字吾妻 3782番地まで	新	最大 23.00	1,084.00	
		最小 11.30		

茨城県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和54年 3 月 22 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 3 月 22 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 路 線 名 県道 大穂千代田線

2 供用開始の区間

筑波郡大穂町大字篠崎字小砂847-4番地から

筑波郡大穂町大字大曾根字吾妻3782番地まで

3 供用開始の期日 昭和54年 3 月 22 日



**茨城県告示第424号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により中田第一土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 組 合 の 名 称 中田第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年9月29日から昭和55年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 古河市大字中田字野久保の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 古河市中央1丁目10番10号
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和52年9月29日
- 6 変 更 の 主 な 内 容  
設計の変更及び資金計画の変更並びに施行期間の延長(昭和53年度を昭和54年度に)
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日  
昭和54年3月22日

**茨城県告示第425号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により駅西土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 組 合 の 名 称 駅西土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年8月29日から昭和55年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 常陸太田市山下町字下軍田の一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 常陸太田市木崎一町1981番地の3
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和52年8月29日
- 6 変 更 の 主 な 内 容  
公共施設の変更及び新設  
資金計画の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日  
昭和54年3月22日

茨城県告示第426号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定により釜田土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 組 合 の 名 称 釜田土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和53年4月13日から昭和58年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
常陸太田市真弓町字釜田の全部  
" " 字北谷ツ, 字上北谷ツ, 字下北谷ツ, 字向井山, 字風張, 字上表谷ツ, 字下表谷ツの各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
常陸太田市小目町芦ノ内797番地の3
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和53年4月13日
- 6 変 更 の 主 な 内 容  
設計の変更及び資金計画の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日  
昭和54年3月22日

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次とおり公告する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 起 業 者 の 名 称 茨 城 県
- 2 事 業 の 種 類 入山沢砂防工事
- 3 立 ち 入 ろ う と す る 土 地 の 区 域  
那珂郡山方町大字盛金字首投沢, 字前沢, 字ハン木, 字ナメリバキ及び字エノロ地内
- 4 立 ち 入 ろ う と す る 期 間  
昭和54年3月22日から昭和55年3月11日まで

●建築協定の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 申 請 人

東京都千代田区内幸町1-3-6

日本新都市開発株式会社

代表取締役 金 成 増 彦

2 建築協定の名称

中郷ニュータウン第3次・第4次分譲住宅地および共同開発区域建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

北茨城市中郷町汐見ヶ丘2丁目及び3丁目95,663㎡

4 建築協定の内容

北茨城市役所において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日 昭和54年3月13日

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町磯浜町字原8228番の88の一部(第二工区)

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町磯浜町6881番の275

大洗町長 竹 内 宏

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和54年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 山 本 満 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月29日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 筑波郡谷田部町観音台3丁目1-1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
危険物の貯蔵及び処理
- 4 申請者住所氏名 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
筑波研究学園都市営繕建設  
本部長 渡 辺 謙 一
- 5 建築物構造規模 鉄骨, 鉄筋コンクリート造 1, 2, 5階建  
申請延面積 66,468.39㎡
- 6 敷 地 面 積 550,000㎡
- 7 建築物の位置 筑波郡谷田部町観音台3丁目1-1

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月26日 午前11時
  - 2 聴 聞 場 所 土浦市大字常名字大山3996-2 他5筆
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
自動車修理工場の増築
  - 4 申請者住所氏名 土浦市真鍋町5-5-7  
(有)中桐商事  
代表取締役 中 桐 澄 恵
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造平屋建 増築  
申請延面積 186.10㎡ 既存 288.06㎡  
原動機 新設 10.6KW
  - 6 敷 地 面 積 2,952.77㎡
  - 7 建築物の位置 土浦市大字常名字大山3996-2 他5筆

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月27日 午後1時30分
  - 2 聴 聞 場 所 北相馬郡守谷町大字守谷甲2540-1
  - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
公民館の新築
  - 4 申請者住所氏名 北相馬郡守谷町大字守谷甲631-1  
守谷町長 大和田 仁
  - 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造2階建 新築  
申請延面積 4,277.50㎡
  - 6 敷 地 面 積 18,048.00㎡
  - 7 建築物の位置 北相馬郡守谷町大字守谷甲2540-1
-

- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月27日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 北相馬郡守谷町大字守谷籠山前甲3229-2
- 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
倉庫の増築
- 4 申請者住所氏名 東京都墨田本所4丁目15-6  
(有)小池精機製作所  
代表取締役 小 池 九 五
- 5 建築物構造規 模鉄骨造平屋建 増築  
申請延面積 311.04㎡ 既存 565.21㎡  
原動機 既設 157.50KW
- 6 敷 地 面 積 3,143.78㎡
- 7 建築物の位置 北相馬郡守谷町大字守谷籠山前甲3229-2

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和54年3月26日 午後2時
  - 2 聴 聞 場 所 稲敷郡牛久町大字田宮字道祖神790-15
  - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。  
店舗付住宅の新築
  - 4 申請者住所氏名 東京都世田谷区駒沢2-57-11  
星 蕃 夫
  - 5 建築物構造規模 木造2階建 新築  
申請延面積 99.48㎡
  - 6 敷 地 面 積 151.24㎡
  - 7 建築物の位置 稲敷郡牛久町大字田宮字道祖神790-15
-

正 誤

昭和54年2月26日付け茨城県報号外第37号の中次の通り誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	3	465番地	636番地

昭和54年3月12日付け茨城県報号外第54号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	3			
行	上から1			
誤	鹿島開発局長		主務課長	
	霞ヶ浦用水局長		主務課長	
正	鹿島開発局長及び 霞ヶ浦用水局長		主務課長	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所